

佐世保工業高等専門学校タクシー配車業務取扱要領

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 佐世保工業高等専門学校におけるタクシー配車業務の取扱は、独立行政法人国立高等専門学校機構タクシー利用基準（平成20年11月27日理事長裁定）（以下「機構基準」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(チケットの管理)

第2 機構基準第3条のチケット統括管理者及びチケット管理者は次のとおりとする。

	職名
チケット統括管理者	総務課課長補佐（財務）
チケット管理者	総務課契約係長
チケット管理者	学生課生活支援係長

(タクシーの配車請求)

第3 タクシーの配車を請求しようとする者は、タクシーチケット使用請求書（別記様式）により、原則として、事前にチケット管理者に請求しなければならない。

(チケットの交付及び返還)

第4 チケットの交付は原則として運行予定日に交付するものとする。

2 前項によりチケットの交付を受けた者は、使用するに至らなかったチケットがあった場合は、速やかにチケット管理者に返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。